

## 第1部 総論

### 1. 本報告書の位置付け

本報告は、我が国が1985年に批准した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」又は「本条約」と略称）の第18条の規定に基づき国連事務総長に提出する第5回報告である。

我が国は、これまでに4回報告書を提出している。第1回報告（CEDAW/C/5/add.48）を1987年3月に提出し、同報告は、1988年2月に第7回女子差別撤廃委員会において審議された。第2回報告（CEDAW/C/JPN/2）を1992年2月に、また第3回報告（CEDAW/C/JPN/3）を1993年10月に提出し、これらの報告は1994年1月の第13回女子差別撤廃委員会において、同時に審議された。さらに、第4回報告（CEDAW/C/JPN/4）を1998年7月に提出したが、これについてはまだ審議されていない。

本報告は、第4回報告書作成時点の1998年5月以降から、2002年4月までの約4年間の我が国における女子差別撤廃条約の実施に関する進展を中心に報告している。

本報告の作成にあたっては第2回及び第3回報告に対する最終コメントに留意し、幅広く国民から意見募集を行い、報告に反映させるよう努めた。

具体的には、2001年8月に、各都道府県・政令指定都市及び男女共同参画宣言都市、女性団体を始めとする各種団体、女性国会議員、男女共同参画会議議員等有識者に、第5回報告書に盛り込むべき事項及び関連するNGO等の活動報告について書面で照会したほか、本報告の取りまとめ事務局である内閣府男女共同参画局のインターネットホームページを用いて、幅広く国民に同様の照会を行った。また同年8月31日には、我が国の女性の地位向上のためのナショナルマシーナリーの機関である、男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）が本報告書に盛り込むべき事項について聞く会を開催し、出席した約100名のNGO等から直接意見聴取を行った。

NGOから提出された回答・意見は、総件数276件（内 団体215件、個人51件、無記名10名）であった。さらに、2002年3月には、寄せられた意見に関連し、それらに対する主な政府の取組についての説明及び意見交換を行うことを目的に、情報・意見交換会

を開催し、NGO、自治体関係者等から約60名が参加した。政府としては、本報告書の執筆にあたりこれら意見を参考としたところである。

我が国政府は、今後とも、本条約の締約国として女性に対するあらゆる差別を取り除き、男女共同参画社会の実現に向けて努力する決意である。

## 2. 日本女性の現状

### (1) 人口

2000年現在、我が国の総人口は1億2,693万人で、そのうち女性は6,482万人であり、総人口の約51%を占めている。

合計特殊出生率(その年における女性の各年齢ごとの出生率を合計したもの)は低下を続け、1999年には史上最低の1.34となり、2000年においても1.36と依然として戦後最低水準にある。出生率の低下の主な要因は、晩婚化の進行および未婚率の上昇によるものと考えられる。平均初婚年齢は妻27.0歳、夫28.8歳と、年々上昇している。また、従来最も出生率の高かった20代後半の女性のうち約半数が未婚のままであり、30代においても未婚率は上昇している。さらに、子供を持たない夫婦も増加しており、結婚した女性の平均出生児数はこれまで約2.2で安定しているとされていたが、将来低下すると見込まれている。

一方、平均寿命は年々上昇しており、2000年には女性84.60歳、男性77.72歳と世界最長水準にある。老年人口(65歳以上人口)は2,201万人で、総人口に占める老年人口の割合(高齢化率)は17.3%。そのうち女性は1,278万人で、男女の比率は女性100に対して男性72.1となっている。

こうした出生率の低下と平均寿命の伸張により、今後、人口減少および少子高齢化が進み、人口構造はたる型から逆ピラミッド型へ向け急速に変化していくことが予測される。将来推計によると、総人口は2006年を境に減少し始め、2050年には現在の2割強減となる一方で、老年人口は2043年まで増加し続け、2050年には現在の約6割増が予測されている。その結果、高齢化率は急速に伸び続け、2025年には28.7%、2050年には35.7%となることが見込まれている。

### (2) 教育

2001年における女子の高等学校等への進学率(通信制課程(本科)への進学者を除く)は96.7%(男子95.0%)であり、1969年以来男子のそれを上回っている。

女子の大学・短期大学への進学率は上昇傾向にあり、2001年には48.5%（男子48.7%）となっている。また、大学（学部）への進学率は32.7%（男子46.9%）と、依然として男女間で開きがあるものの、その差が縮小してきている。

また、2001年における大学の学部における関係学科別の女子比率をみると、女子が過半数を占めている学科は家政94.5%、芸術69.2%、人文科学67.2%、教育59.6%などとなっている。その一方で、従来女子の占める割合が低いとされていた学科においては、それらの割合が伸びてきており、社会科学28.6%、農学40.4%、理学25.3%、工学10.3%などとなっている。

### （3）就業

2000年の女性労働力人口（15歳以上の就業者及び完全失業者）は2,753万人と、若年人口の減少を反映し2年連続減少している。労働力人口総数に占める女性の割合は、40.7%である。なお、女性の完全失業者は123万人、完全失業率は4.5%と、景気の低迷を反映しいずれも過去最悪であった前年並みとなっている（男性の完全失業率は4.9%）。

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口）は49.3%と、前年に引き続き低下している（男性の労働力率は76.4%）。年齢階級別にみると、20～24歳層（72.7%）と45～49歳層（71.8%）を左右のピークとし、出産および育児期の30～34歳層（57.1%）をボトムとするM字型の曲線を描いている。10年前（1990年）と比べると、進学率が高まっている15～24歳層および65歳以上層を除き、労働力率は高まっている。特に、25～29歳層で大幅に上昇しているほか、50～54歳層及び55～59歳層の中高年層での上昇が大きくなっている。配偶関係別に女性の労働力率をみると、前回報告時に比べ未婚では62.2%と増加、有配偶では49.7%、死別・離婚では31.0%となっている。有配偶の女性の約半数が労働力化しているが、未子の年齢が3歳以下である有配偶女性の労働力率は、28.0%と依然として低い。

2000年6月のパートタイム労働者を除く雇用者の賃金をみると、女性の所定内給与額は男性100に対して65.5で、依然として男女間の賃金格差は大きい。5年前（1995年）の62.5に比べて減少傾向にある。このような男女間の賃金格差は、勤続年数、学歴、就業分野、職階、労働時間等の諸要因によってもたらされており、特に勤続年数と職階の影響が大きい。2000年の女性の同一企業での平均勤続年数は8.8年で、5年前（1995年）の7.9年に比べて伸びているものの、男性の13.3年に比較すると依然として短い。また、勤続年数、年齢、学歴について条件を同一にした標準労働者

(学校卒業後直ちに企業に就職して同一企業に継続勤務している労働者) 所定内給与額をみると、2000年において、大卒の場合、20～24歳では男性を100とした場合、女性は94.6であり、最も差の大きい50～54歳においては男性を100とした場合、女性は82.2である。

なお、パートタイム労働者(週間就業時間が35時間未満の非農林業雇用者)は近年著しく増加しており、2001年には女性の割合は68.8%で女性雇用者総数の39.3%を占めている。パートタイム労働者は、我が国経済社会において大きな役割を果たしているものの、一般労働者と比較して、処遇や雇用の安定の面で問題がある。

また、女性の労働力率は高まっているものの、夫婦の生活時間に関する調査によると共働きであっても男性の家事時間は女性に比べて著しく短い。さらに、女性が結婚に対して負担を感じる(感じている)事項について聞いたところ、「家事の負担」、「仕事と家庭を両立させるのが困難な負担」が4割近くを占めるなど、結婚した女性の家事の負担は依然大きいと言える。

#### (4) 男女共同参画政策の推進

我が国においては、1999年6月、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行された。また、2000年12月には、「男女共同参画社会基本法」に基づく初めての計画である「男女共同参画基本計画」が策定された。

2001年1月の中央省庁等改革に伴い、内閣府に新たに男女共同参画会議と男女共同参画局が設置され、我が国における国内本部機構は強化された。

現在、政府においては、強化された体制の下、「男女共同参画社会基本法」及び「男女共同参画基本計画」に基づき、施策を総合的に推進している。

#### (5) 主な法令の制定・改正

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

(1999.5.26 公布)

児童買春、その周旋・勧誘、児童ポルノの販売、頒布、公然陳列等、児童買春の相手方とする目的での児童の売買などを処罰するとともに、これらの行為により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等について定めたもので、1999年11月から施行された。

男女共同参画社会基本法(1999.6.23 公布)

男女共同参画社会の形成を促進するための基本理念や責務及び基本的施策等を定めた「男女共同参画社会基本法」が1999年6月に施行された。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（1999.7.7 公布）

個人情報の保護、派遣元事業主が講ずべき措置等労働者保護措置の拡充を前提として、適用対象業務を原則自由化するもので、1999年12月1日に施行された。

食料・農業・農村基本法（1999.7.16 公布）

女性の参画の促進を規定し、国は、女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によって農業経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進する旨明記されている。1999年7月16日に施行。

雇用保険法等の一部を改正する法律（2000.5.12 公布）

給付と負担の両面から大幅な見直しを行う中で、育児休業給付、介護休業給付について給付率が休業前賃金の25%から40%へ引き上げられ、2001年1月1日から施行された。

ストーカー行為等の規制等に関する法律（2000.5.24 公布）

ストーカー行為等を行う者に対する警告、禁止命令等の行政上の措置、検挙措置、被害者に対する被害防止のための援助の措置並びに国、地方公共団体、関係事業者及び地域住民による支援等について規定。

児童虐待の防止等に関する法律（2000.5.24 公布）

児童虐待（身体的・精神的虐待、性的虐待及びネグレクト）に対する施策の促進を目的とするもので、2000年11月20日から施行された。

児童手当法の一部を改正する法律（2000.5.26 公布）

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、児童手当の支給対象年齢を従来の3才未満から、6歳到達後最初の年度末（義務教育就学前）まで延長することとするもので、2000年6月1日から施行された。

男女共同参画会議令（2000.6.7 公布）

内閣府に設置された男女共同参画会議の組織及び議員その他の職員、その他会議に関し必要な事項について規定した。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（2001.4.13 公布）

婦人相談所を中心とした配偶者暴力相談支援センターの整備や保護命令制度の導入等を定めるもので、2002年4月1日から完全施行された。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律  
（2001.6.20 公布）

いわゆるテレホンクラブに対する規定の整備、映像送信型性風俗特殊営業に関する規制の強化等を内容とする。

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（2001.7.11 公布）

労働関係に関する個々の労働者と事業主との間の紛争の迅速かつ適正な解決を図ることとするもので、2001年10月1日から施行された。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（2001.11.16 公布）

育児休業等を理由とした不利益取扱いの禁止や時間外労働の免除請求権の創設等を内容とするもので、2002年4月1日から全面的に施行された。

児童福祉法の一部を改正する法律（2001.11.30 公布）

認可外保育施設に対する監督の強化等を図るとともに児童委員の職務の明確化及び資質の向上を図るもので、認可外保育施設等に関する監督強化等については政令で定める日に施行される予定であるが、児童委員の活動の活性化については2001年12月1日に施行された。

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（2001.12.12 公布）

保健婦助産婦看護婦法に定める保健婦・士、看護婦・士及び准看護婦・士について、その名称が女性と男性とで異なっているものを統一し、その専門性を表すにふさわしい名称に改めるもので、2002年3月1日から施行された。